## 貸金業者の業態分類

業態	定  義
	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、消費者向貸付残高のうち無担保(除住宅向)貸付残高が最も多いもののうち、⑥~⑫のいずれにも該当しないもの
②消費者向有担保貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、消費者向貸付残高のうち有担保(除住宅向)貸 付残高が最も多いもののうち、⑥~⑫のいずれにも該当しないもの
③消費者向住宅向貸金業者	消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、消費者向貸付残高のうち住宅向貸付残高が最も 多いもののうち、⑥~⑫のいずれにも該当しないもの
④事業者向貸金業者	事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、⑤~⑫のいずれにも該当しないもの
	事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、かつ、事業者向貸付残高のうち手形割引残高が5割以上(日本事業者金融協会に加盟しているものにあっては2割5分以上)のもののうち、⑥~⑰のいずれにも該当しないもの
⑥クレジットカード会社	日本クレジットカード協会に加盟しているもの(⑦~⑫と重複する場合には⑥が優先する)
⑦信販会社	割賦購入あっせん業者として登録しているもの(⑧~⑫と重複する場合には⑦が優先する)
	電気機械器具関係の特例民法法人等、自動車関係の特例民法法人等に加盟しているもの(関係会社が同法 人に加盟している場合も含む)または、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本 専門店会連盟に加盟しているもの(関係会社が同協会等に加盟している場合も含む) (⑨、⑪と重複する場合には⑧が優先する)
9建設・不動産業者	建設・不動産関係の特例民法法人等に加盟しているもの(⑪と重複する場合には⑨が優先する)
⑩質屋	質屋の許可を受けているもの(⑧、⑨、⑪と重複する場合には⑩が優先する)
⑪リース会社	(社)リース事業協会に加盟しているもの
⑫日賦貸金業者	日賦貸金業者として登録されているもの(⑧~⑪と重複する場合には⑫が優先する)